

静岡県告示第548号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和5年静岡県告示第206号により指定した要措置区域の全部の指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月29日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 指定を解除する要措置区域

藤枝市岡出山二丁目2番3の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び中部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）